

政令第三百二十五号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二の三第二号の二(1)(vi)中「及び天然無水石膏^{こう}」を「、天然無水石膏^{こう}及びプaster」に改め、同号(1)(xii)中「キーゼル石」を「蛭石^{ひる}、真珠岩、緑泥岩、キーゼル石」に改め、同号(2)中「及び含鉄マンガニ鉱」を「、含鉄マンガニ鉱、クロム鉱、モリブデン鉱、ニオブ鉱、タンタル鉱、バナジウム鉱及びジルコニウム鉱」に改め、同号(3)(ii)を次のように改める。

(ii) 高温コールドタルの蒸留物及びこれに類する物品

別表第二の三第二号の二(4)(i)中「水素」を「塩素、昇華硫黄、沈降硫黄、コロイド硫黄、水素」に改め、同号(4)(iv)中「及び二酸化マンガニ」を「、二酸化マンガニ、鉄の酸化物及び鉄の水酸化物」に改め、同号(10)中(xiv)を(xv)とし、(xiii)を(xiv)とし、(xii)を(xiii)とし、(xi)の次に次のように加える。

(xii) プラスチックの単繊維、棒及び形材

別表第二の三第二号の二(31)中~~(xiii)~~を(xv)とし、(x)から~~(xii)~~までを~~(xii)~~から~~(xiv)~~までとし、(ix)を削り、~~(xiii)~~の次に次のように加える。

(ix) 鉄鋼製の有刺線並びに鉄鋼製の帯又は平線をねじつたもの及び緩くよつた二重線で柵に使用する

種類のもの

(x) ワイヤクロス、ワイヤグリル、網及び柵並びに鉄鋼製のエキスパンデッドメタル

(xi) スキッドチェーン及びスタッド付きチェーンその他の鎖並びにこれらの部分品

別表第二の三第二号の二(31)に次のように加える。

(xvi) 鍛造又は型打ちをした粉碎機用のグラインディングボールその他の鉄鋼製品

別表第二の三第二号の二(32)を次のように改める。

(32) 銅及びその製品

別表第二の三第二号の二(34)を次のように改める。

(34) アルミニウム及びその製品

別表第二の三第二号の二(38)中「タングステンの粉並びに」を「タングステン、」に改め、「マンガン」の下に「クロム」を、「製品」の下に「並びにマグネシウムの製品」を加える。

別表第二の三第二号の二(39)(i)中「卑金属製のブレード」を「ブレード、チェーンソーのブレード及びストリートソーのブレード」に改め、同号(39)(vi)を次のように改める。

(vi) 帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具、自動車に使用する種類の取付具その他これに類する物品、キャスター及びドアクローザー

別表第二の三第二号の二(40)(vii)中「部分品」の下に「並びにその他のガスタービン」を加え、同号(40)(x)中「及び換気用」を「換気用」に改め、「フード」の下に「及び密閉形の生物学的安全キャビネット」を加え、「気体圧縮機又は密閉形の生物学的安全キャビネット」を「又は気体圧縮機」に改め、同号(40)(viii)中「皿洗機」の下に「及び清浄用又は乾燥用の機械」を加え、同号(40)(ix)中「及び家庭用はかり」を「家庭用はかりその他の重量測定機器」に改め、同号(40)(xii)中「及び」の下に「その部分品並びに」を加える。

別表第二の三第二号の二(46)中(xix)を(xx)とし、(xvi)から(xiii)までを(xiii)から(xx)までとし、(xv)を(xvi)とし、その次に次のように加える。

(xii) 液体用計器及び電気用計器並びにこれらの部分品及び附属品

別表第二の三第二号の二(46)中(xiv)を(xv)とし、(xi)から(xiii)までを(xii)から(xiv)までとし、(x)の次に次のように加える。

(xi) 写真台及び写真機械並びにものさしその他の機器並びにこれらの部分品及び附属品

附 則

この政令は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行する。

理 由

国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、ロシア等を仕向地とするプラストー等の輸出について承認を要することとする必要があるからである。